

## 第35回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年5月12日（火）

午前8時56分～午前10時54分

2. 場 所 遠賀町役場別館 2階 会議室4



- ③ 農地法第3条の規定による許可申請について (●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●●)
- ⑥ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農用地利用集積計画の様式の変更について
- ② 農業委員会の改選について
- ③ 視察研修の清算について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	向井	理人
事務局職員	瓜生	哲朗
事務局職員	藤本	慎央

開 会                    8 時                    5 6 分

議長

皆様おはようございます。本日から麦の刈り取りが始まったということで、関係者の方はご多忙のところ出席ありがとうございます。

本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。  
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。  
よって、ただいまより第35回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。



地目は田、面積は合計10,693㎡です。

農地域が農業振興地域内農用地で、申請理由が自作地拡大のためとなっております。

譲受人の耕作面積は324,334.26㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の自作地拡大のためであり、特段問題ないものと思われます。申請地は7ページと8ページの字図に記載しています。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。付議案件③農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が福津市にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●●さんです。

申請地が大字鬼津字阿弥陀畑2654番で、地目が畑、面積が476㎡です。農地域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。

譲受人の耕作面積は323㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われます。権利取得後は農機具等は使わずスイカを作るとのことです。

申請地は11ページの字図に記載しています。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が木守にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●●さん 外1名です。

申請地は大字今古賀字正境225番2で、地目は田、面積は353㎡です。

農地域が農業振興地域外で、土地の用途区分は準工業地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については、関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

申請地は14ページの字図に記載しています。

15ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続、用地造

成及び近傍農地への被害防除としては、特になしとなっております。

16ページが現況平面図です。北側は公衆用道路、西側は田、南側は宅地と接しています。

17ページが造成計画平面図及び縦横断図です。申請地内は、住宅部分は50cmほど盛土を行い、北側の駐車場部分は切土盛土はありません。北側の前面道路に向かって緩やかな勾配をつける計画です。雨水排水は前面道路に既設の側溝へ水路放流および自然流下、下水・給水ともに前面道路に既設の上水管および下水管へそれぞれ接続します。

18ページが建物の平面図です。

19ページが建物の立面図です。

図面のとおり、平屋を建築する予定です。

20ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、無条件で了承を得ています。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が浅木にお住まいの●●●●さん、譲渡人が浅木にお住まいの●●●●さんです。

申請地は大字浅木字松ヶ崎461番1で、地目は田、面積は461㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅用の駐車場及び庭となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

申請地は23ページの字図に記載しております。

なお、申請地北側の宅地461番3の登記名義人が●●●●さんのままになっていますが、まだ今回の譲受人である●●さんに登記の変更をしていないだけで、実際は●●さんが住んでいます。農転の許可と合わせて宅地部分の登記もするとのことです。

この案件については、始末書の提出がされていますので、説明

の最後に確認をさせていただきます。

24 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なし、用地造成に伴う被害防除措置としては、既存のブロックを使用して擁壁を設けるとなっております。

25 ページが現況平面図です。北側、東側は宅地、西側、南側は公衆用道路と接しています。

26 ページが造成計画平面図です。申請地内は切土盛土は行わず、一部に砂利を敷き、車を駐車できるように施工します。余った部分については、庭として植樹や植栽をして使用します。雨水排水は自然流下となっております。

27 ページが縦横断図です。造成計画平面図でもお伝えしたとおり、切土盛土はなく、雨水排水は自然流下のため、勾配はありません。

28 ページが関係者説明に関する調査票です。今回、隣接する農地はありません。

29 ページが始末書です。記載のとおり、始末書が提出されています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 3 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 4 3 分

議長

再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

地区担当の加藤陽一郎委員及び吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員 (6番) 今現状●●さんが耕作されていますので特に問題ないと思われ  
ます。ご審議よろしくお願ひいたします。

推進委員 (6番) 同じく●●さんが作られているので問題ないと思われ  
ます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案  
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。  
続きまして、付議案件②を議題に供します。  
地区担当の安藤敏生委員及び白石元弘委員から報告をお願いし  
ます。

農業委員 (2番) 今まで●●さんが作っていたところなので問題はないと思いま  
す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員 (2番) 問題ありませんのでご審議お願ひいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案  
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。  
続きまして、付議案件③を議題に供します。  
地区担当の私、三原および秦公美委員から報告をいたします。

農業委員 (1 番) 現地を見ていただきましたが、耕作放棄地に近いような畑です。  
どういう形にしろ管理していただけることを信じて、ご審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員 (1 番) 問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。  
続きまして、付議案件④を議題に供します。  
地区担当の加藤陽一郎委員及び吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員 (6 番) 区画整理が終わった地域内で問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

推進委員 (6 番) 区画整理の後ですので問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。  
続きまして、付議案件⑤を議題に供します。  
それでは地区担当の一田孝雄委員および高崎洋介委員から報告をお願いします。

農業委員 (8番) 先ほど現地を見ていただきましたが、埋め立てであったようです。  
役場の方に始末書を出さないといけないことは説明しており、ここに添付してあります。その他は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員 (7番) 現状は今見ていただいた通りになっております。始末書が出ておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。  
続きまして、付議案件⑥を議題に供します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の30ページをご覧ください。  
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認についてでございます。  
全1筆、面積は1,599㎡です。受け手の変更による利用集積計画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の31ページをお開きください。  
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
利用権の合意解約ですが、解約1筆、面積は1,599㎡となっております。  
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認についてで説明した農地の以前の耕作者の解約分となります。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①農用地利用集積計画の様式の変更について説明。

その他の案件②農業委員会の改選について説明。  
その他の案件③視察研修の清算について説明。  
その他の案件については以上です。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、以上をもって、第35回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 54分